

P2 ▶ テレワーク導入率緊急調査の結果

P3 ▶ 令和元年度中小企業労働条件等実態調査の結果

P4 ▶ 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に取り組む企業を応援します！

P5 ▶ 東京労働局からのお知らせ

P6 ▶ 就活ハラスメント相談を行います



令和2年(2020年)6月25日発行
 東京都産業労働局雇用就業部調整課
 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
 ☎03(5320)4646
 印刷物規格表1類 印刷番号(31)99

東京都の雇用就業に関する総合WEBサイト
TOKYOはたらくネット

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>



TOPICS

新型コロナウイルス感染症に対応した支援を行っています！

東京都では、都内の中小企業等や求職者等の方に対し、新型コロナウイルス感染症に関する以下の支援を行っています。

◆ 休業等支援助成金申請手続きサポートセミナー(新型コロナウイルス感染症緊急対策)

都内中小企業向けに、新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金を活用する際に必要となる申請手続き等に関して、基礎的な情報やノウハウについて、社会保険労務士が解説するオンラインセミナーを実施します。



<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/support-seminar/>

【問合せ先】産業労働局 雇用就業部 労働環境課 ☎03(5320)4649

◆ 妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)

男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の指針の改正^{*}に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、妊娠中の女性労働者に有給休業を取得させた事業主に対し奨励金を支給します。^{*}指針の改正については、P5をご覧ください。

- 対象：都内中小企業等100社
- 奨励金：10万円
- 募集期間：令和2年6月29日～令和3年1月31日



<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/bosei-kenkou/>

【問合せ先】産業労働局 雇用就業部 労働環境課 ☎03(5320)4645

◆ オンライン就職支援事業

就職活動中の学生や求職者等を対象に、専用のサイトを開設し、キャリアカウンセラーによる就職相談、就職セミナー、企業説明会等をオンラインで実施します。また、アルバイト探しの相談やLINE相談も行います。(学生向け)



<https://www.tokyoshigoto.jp/>

【問合せ先】公益財団法人 東京しごと財団 しごとセンター課 ☎03(5211)1571

◆ 事業継続緊急対策(テレワーク)助成金 ● 受付期間を7月末まで延長しました ●

都内中堅、中小企業に対し、感染症の拡大防止策としてテレワークを導入する場合に、その機器やソフトウェア等の導入経費を助成します。(限度額250万円 助成率10/10)



<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html>

【申請窓口・問合せ先】公益財団法人 東京しごと財団 雇用環境整備課 ☎03(5211)2397

● 受付時間：平日9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

※新型コロナウイルス感染症対策の詳細は「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。



<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/>





テレワーク導入率緊急調査結果

～都内企業のテレワーク導入率が大幅に増加～

東京都は、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止対策として有効なテレワークの推進を図っています。このたび、テレワークの導入に関する緊急調査を実施したので、結果についてお知らせいたします。

調査結果のポイント

- (1) 都内企業(従業員30人以上)のテレワーク導入率は62.7%。3月時点の調査(24.0%)に比べて2.6倍に大きく上昇(図1)。
- (2) テレワークを実施した社員は、平均約5割(49.1%)となった。12月時点では、平均約2割(15.7%)であり、テレワークを実施する社員が大幅に増加(図2)。
- (3) 1か月の勤務日(約20日)のうち、テレワークを実施した日数は、4月は、約6割となる12日(12.2日)で実施したとの結果であった。3月は、4.2日、12月は1.2日であり、12月と比較すると約10倍に増加した。
- (4) 従業員規模別に導入率を比較すると、企業規模が大きくなるにつれて、導入率も高くなる。300人以上の企業では、約8割が導入済みであった。30人～99人の企業は、54.3%であるが、3月と比較すると、2.8倍となっており、急速に導入が進んでいる。
- (5) 業種別に導入率を比較すると、事務・営業職が中心の業種(情報通信業、金融・保険業等)は、76.2%の導入率となった。現場作業や対人サービスが中心となる業種(小売業、医療・福祉業等)では55%であったが、こちらも3月と比較すると3.7倍となっており、業種を問わず拡大している。

図1

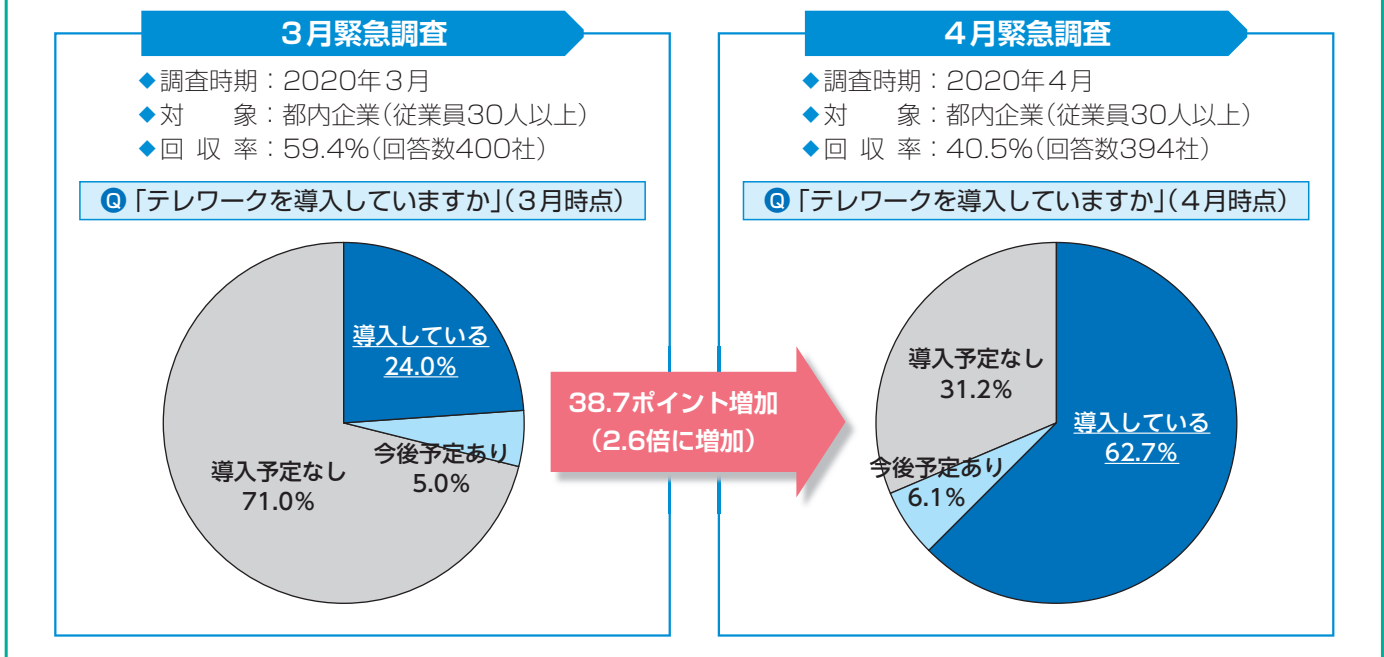
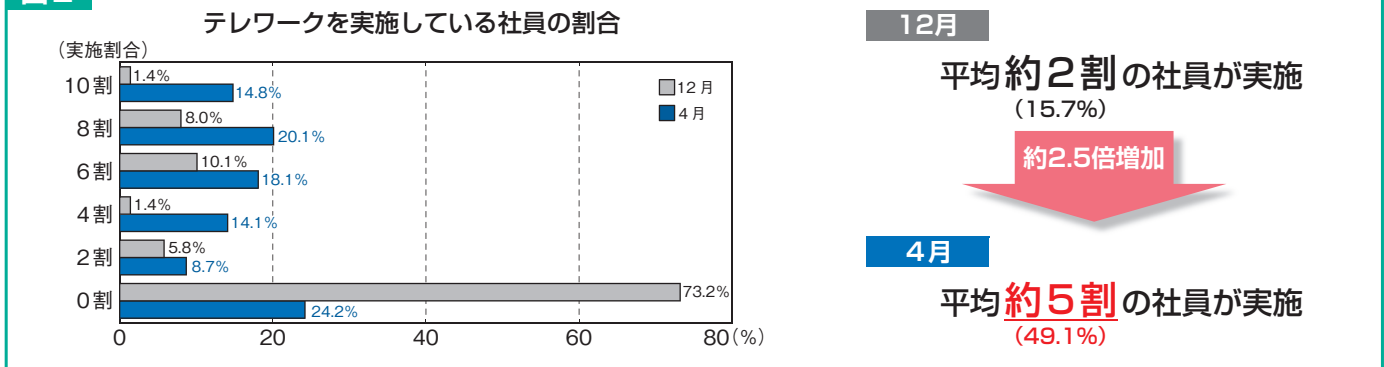


図2



※詳細はTOKYOはたらくネットをご覧ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/telework/index.html>

【問合せ先】産業労働局 雇用就業部 労働環境課 事業調整担当 ☎03(5320)4657



～令和元年度 中小企業労働条件等実態調査～

契約社員に関する実態調査の結果がまとまりました

就業形態の多様化が進み、いわゆる非正規労働者の都における割合は全雇用者の35%を超えています。一方で、非正規労働者をめぐっては、雇止め等のトラブルや正社員との待遇の格差などの課題もあります。

東京都では、「有期、直接雇用のフルタイム労働者」を「契約社員」と位置付け、4年に一度、調査を行っています。今回の調査では、平成30年4月から本格的に適用が始まった「無期転換ルール」とともに、本年4月に施行された「同一労働同一賃金」に焦点を当てて調査を実施いたしました。このたび、その調査結果がまとまりましたので、お知らせします。

※調査時点 令和元年10月1日

《調査結果のポイント》

1 「無期転換ルール」について

(1) 「無期転換ルール」の認知度

契約社員の認知度は、前回調査から16.9ポイント増加して52.4%となった。

(2) 「無期転換ルール」への事業所の対応状況

①無期転換申込権を行使した契約社員を雇用している事業所の割合は16.5%。

②無期転換ルールへの対応予定については、「通算5年を超える契約社員から申し込みがあれば無期労働契約に転換する」が、前回から23.5ポイント増加して63.5%。

(3) 契約社員の「無期転換ルール」に対する意識

①契約社員が無期転換した理由は、「雇止めや中途解約の不安から解放され、安心して働けるから」が54.7%で最多。

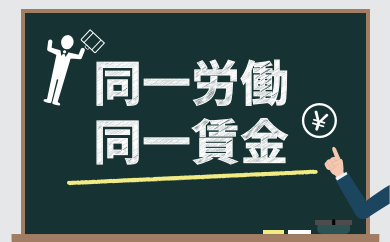
②無期転換を希望する契約社員は、20代から50代でいずれも60%を超えている。

2 「同一労働同一賃金」について

(1) 「パートタイム・有期雇用労働法」の認知度

同一労働同一賃金を定めた「パートタイム・有期雇用労働法」に関する契約社員の認知度は30.5%。

一方、事業所の認知度は78.0%。



(2) 「同一労働同一賃金」への事業所の対応状況

何らかの対応を行った事業所や対応を検討中の事業所の割合は、72.7%。

一方、「検討していない(現状維持)」が9.5%、「未定・わからない」が14.1%。

(3) 正社員との待遇差についての認識

契約社員と正社員の待遇差の有無（基本給、賞与、退職金）について、事業所と契約社員の間で認識に差異が生じている。

※調査結果の詳細は、産業労働局のホームページをご覧ください。

 <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/koyou/jouken/r1/>

【問合せ先】労働相談情報センター 相談調査課 ☎ 03(3265)6110



働く人のチャイルドプランサポート事業のお知らせ



～不妊治療・不育症治療と仕事の両立に取り組む企業を応援します！～

東京都では、不妊症や不育症の治療と仕事を両立できる職場づくりを進める企業を支援するため、「働く人のチャイルドプランサポート事業」を実施します。今年度は、新たに「不育症治療」に関する内容を追加するとともに、奨励金の規模を拡大し、企業の取組を後押しします。ぜひご活用ください。

1 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修

不妊治療・不育症治療に関する基礎的な知識、両立に必要な人事労務上のポイントなど、従業員が働きながら治療ができる職場づくりに向けたノウハウを取得できます。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に配慮し、動画による配信を行います。

◆対象者：都内企業の経営者、人事労務担当者等(なお2の奨励金を申請する場合は、男女各1名の受講が必須です。)

◆受講時期：令和2年9月から令和3年1月まで ◆定員：500名程度(受講申込は先着順です)

◆受講料：無料 ◆時間：2時間程度

◆内容：①不妊治療・不育症治療の概要に関すること
②不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関すること
③不妊治療・不育症治療と仕事の両立を支援する人事労務管理

◆申込方法：「TOKYOはたらくネット」から受講者の申込をしてください。

◆受講方法：申込者に対してご案内するURLから配信動画を視聴してください。

詳細は、「TOKYOはたらくネット」で順次公開します。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/josei/katsuyaku/childplan/>

不育症治療に関する
内容を新たに追加



2 不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援奨励金

従業員が不妊治療や不育症治療と仕事を両立できるよう、相談体制や休暇制度等を整備する企業に両立支援奨励金を支給します。

◆奨励内容

①「不妊治療」及び「不育症治療」休暇制度等の整備事業 **40万円**

②「不妊治療」休暇制度等の整備事業 **30万円**

③「不育症治療」休暇制度等の整備事業 **10万円**

上記、奨励内容①から③より、取り組む事業を選択してください。選択した事業において、補助要件(下記参照)の①から④の全ての取組を実施した場合に、奨励金を支給します。なお、補助要件(下記参照)の③において、**テレワーク制度**を整備するとさらに**10万円を加算**します。

◆補助要件

① 都が実施する研修の受講

1の「不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修」を受講してください。

② 社内相談体制の整備

①の研修を受講した両立相談員(男女各1名)を配置してください。

③ 不妊治療や不育症治療のための休業・休暇制度の整備

以下の休業制度、または休暇制度を新たに整備し、就業規則等に明文化のうえ、労働基準監督署に届け出てください。

●不妊治療や不育症治療を理由に取得できる**1年以上の休業制度**

●不妊治療や不育症治療を理由に取得できる**年5日以上**の**休暇制度**

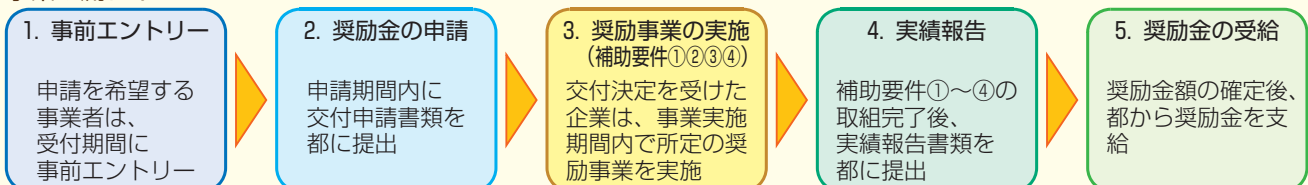
✓さらに不妊治療中や不育症治療中の従業員が利用できる**テレワーク制度**を整備すると**+10万円**

④ 社内への周知

②の両立相談員を講師とし、全社員を対象に社内説明会等を開催し、①の研修で習得した不妊治療や不育症治療の基礎知識、③の不妊治療や不育症治療のための休業・休暇制度等を周知してください。

また、説明会の受講者に対しチェックリストを用いた理解度の確認を実施してください。

◆事業の流れイメージ



3 申込方法、取組期間等

	事前エントリー受付期間	奨励金の申請期間	研修受講期間/奨励事業実施期間	予定数
前期申込	6/26(金)～7/3(金)	7/6(月)～7/17(金)	9/1(火)～11/30(月)	100社
後期申込	9/11(金)～9/18(金)	9/21(月)～10/2(金)	11/1(日)～1/31(日)	100社



東京労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>

労働保険年度更新期間の延長等について

新型コロナウイルス感染症の影響により毎年6月1日より7月10日までとされている労働保険の年度更新(保険料の納付及び申告書の提出)期間が6月1日より8月31日までと延長されましたのでお知らせいたします。

また、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料の納付を1年間猶予(納付猶予の特例)することもできます。

詳しくは厚生労働省の [VUP](#) でご確認ください。

[厚生労働省 新型コロナウイルス感染症関連情報](#) [検索](#)

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、申告書及び納付猶予の申請については窓口のご利用をできるだけ避け、郵送等によるお手続きをお願いいたします。

【問合せ先】東京労働局 労働保険徴収部 適用課 ☎03(3512)1628(申告書関係)
徴収課 ☎03(3512)1627(納付の猶予関係)

妊娠中の女性労働者の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が令和2年5月7日から適用されました。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況等を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定しました。



■新型コロナウイルス感染症に関する新たな措置の内容■

- 妊娠中の女性労働者が、母子保健法の保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう)等の必要な措置を講じなければなりません。

- 本措置の対象期間：令和2年5月7日から令和3年1月31日

[東京労働局 新型コロナ 妊娠中の女性労働者](#) [検索](#)

◎詳しくは東京労働局 [VUP](#) に掲載しておりますのでご覧ください。

【問合せ先】東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎03(3512)1611

新型コロナウイルス感染拡大などに伴う派遣労働者の相談窓口を設置しました

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、派遣先から予期せぬ労働者派遣契約の契約解除などが行われ、労働契約も解除されてしまった場合など、相談窓口にご連絡ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による相談をご活用ください。

相談内容によっては、関係機関をご案内することもあります。

【問合せ先】東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課

港区海岸3-9-45 東京労働局 海岸庁舎2階 ☎03(3452)1474 ◆平日 8:30~17:15

「賃金構造基本統計調査」ご協力をお願い

～毎年7月に実施しています～

調査の結果は、各企業、団体等における賃金決定のみならず労務管理等の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定等の各種施策の基礎資料として必須のものとなっています。調査対象の事業所様には、お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

【問合せ先】東京労働局 労働基準部 賃金課

☎03(3512)1614

◆ 求職者支援訓練のご案内 ◆

※申込み・ご相談は、お住まいの住所を管轄する

ハローワークの訓練担当窓口まで。

【対象】雇用保険受給資格がない求職者等一定の要件を満たす方

※詳細は [VUP](#) でご確認ください。

【訓練科目】事務・医療事務・介護・IT等約20~30コース

【訓練期間】2か月~6か月 【受講料】無料(テキスト代等は自己負担)

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/kyuusyokusyasienkunren_00184.html

【問合せ先】都内各ハローワーク

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/>



▲QRコードからもアクセスできます

しごとを探している方のためのセミナー

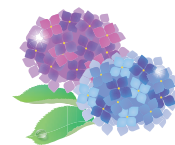
(公財)東京しごと財団

※初めて東京しごとセンター・東京しごとセンター多摩をご利用の方は、事前に利用者登録をしていただきます。

※セミナー等の募集は、原則として、先着順での受付となります。

※一部のセミナーは[PDF]から申し込み可能です。(PDF <https://www.tokyoshigoto.jp/>)

※記載されているセミナー等は、中止または延期等の場合があります。必ず、[PDF]で最新情報をご確認ください。



◆東京しごとセンター(千代田区飯田橋3-10-3)のセミナー

対象	講習・セミナー名	内 容	日 時	会 場	定員	申 込 先
30 ～ 54 歳	～働きたい求人を見つけ方～ 求人票徹底活用術 2020	求職活動に欠かせない「求人票」にも毎年項目追加など更新がされている。求職活動ツールとして活用するための「求人票」を読み解くチカラを伝授する。	7月13日(月) 13時30分 ～15時30分	東京 しごとセンター	40人	ミドルコーナー ☎03(3265)8904

◆東京しごとセンター多摩(国分寺市南町3-22-10)のセミナー

対象	講習・セミナー名	内 容	日 時	会 場	定員	申 込 先
29 歳 以下	若者と企業の 交流会 in cocobunji	中小企業の魅力や仕事のやりがいなどを理解するため、人事担当者と交流を行う。参加予定企業4社程度。	7月16日(木) 10時～16時10分	cocobunji プラザ	30人	☎042(329)4510
女 性	女性のための 再就職支援セミナー in 東久留米	就職活動は思考、言葉の習慣を変えることからはじめよう～想い、感情、言葉が未来をつくる～	7月16日(木) 13時～15時30分	東久留米 市役所	50人	☎042(329)4524
55 歳 以上	第1回 合同就職面接会	参加予定企業16社程度(各部8社程度)。履歴書は面接を希望する企業数を持参願います。(完全予約制)	7月17日(金) 第1部 10時～12時半 (受付時間:9時30分～11時) 第2部 14時～16時半 (受付時間:13時30分～15時)	東京しごと センター多摩	各部 30人 程度	

就職活動中の若者等向けに LINEによる就活ハラスメント相談を行います！

東京都では、就職活動中の若者等を対象とした「就活ハラスメントLINE相談窓口」を東京しごとセンターヤングコーナーに開設しました。就職活動時におけるセクハラ、パワハラ等のハラスメント全般に関する相談にLINEで対応するとともに、必要に応じて国の総合労働相談コーナーにつなげるなど、就活ハラスメントに関するアドバイスをおこなっていきます。

<事業内容>

●相談対応機関：東京しごとセンター ヤングコーナー

●相談受付時間：平日の11時～19時

●相談窓口の内容：専任の相談担当を配置し、以下の支援を実施

◇就職・転職活動をする中で、採用担当者などからハラスメント行為を受けた場合の相談、カウンセリング

◇相談の内容に応じて、企業への指導等をおこなう国の総合労働相談コーナー等の関係機関を紹介

●相談利用方法：LINEアカウント名「就活ハラスメント相談」

以下のどちらかの方法で登録をして、ご利用ください。

- LINEの公式アカウントから「就活ハラスメント相談」で検索して登録
- QRコードから登録



【問合せ先】(公財)東京しごと財団 しごとセンター課 ☎03(5211)2851